平成２３年（フ）第３６６号
茨城県筑西市関本下2253番地１
債務者　江原　昭仁
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１号
茨城県下妻市下妻丁405番地１　サンシャイン下妻204、前住所茨城県ひたちなか市大字津田2915番地
債務者　飛田　芳昭
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第４号
茨城県坂東市大口228番地
債務者　鈴木　英次
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第５号
茨城県古河市東牛谷1159番地14
債務者　森田　裕之
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１１号
茨城県古河市下大野1994番地１　セントラルコーポ102
債務者　クリスピン　ファウスティノこと　ＦＡＵＳＴＩＮＯ　ＣＲＩＳＰＩＮ　ＫＡＴＯ
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
水戸地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１４号
茨城県常総市新石下3499番地
債務者　鈴木　洋子
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２０号
茨城県古河市横山町２丁目１番２号　ターボハイツ１―302号
債務者　東原　昌憲
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１２０号
千葉県茂原市高師364番地
債務者　梅木　道子
１　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
千葉県茂原市桂674番地３
債務者　鬼原　正義
１　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
千葉県茂原市下永吉800番地７　ハイツＦ201
債務者　三橋　　隆
１　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１７０号
富山県高岡市下牧野394番地５
債務者　高岡　宏文
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１７３号
富山県高岡市蓮花寺161番地５
債務者　酒井　拓也
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第６２３号
金沢市伏見台１丁目７番24号　リバティ長永203号、従前の住所金沢市窪４丁目560番地２
債務者　市中　晴子
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６２６号
金沢市駅西本町２丁目８番22号　コーポアイリス105号
債務者　岡本　　貢
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１４号
金沢市観音堂町ホ50番地７
債務者　下出　　忍
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３３７号
長野県北安曇郡松川村5309番地
債務者　加藤俊一郎
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４号
大津市唐崎２丁目10番14―701号
債務者　藤川　弘美
１　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１号
大津市大平２丁目31番９―502号
債務者　立花正子こと　鄭　　正子
１　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
大津地方裁判所民事部